

2号議案

保護樹木の指定解除について（諮問）

保護樹木とは、

良好な緑の環境を確保し、美観風致を維持するために必要のある樹木等を保護樹木や保護樹林として指定しているものです。

指定基準

保護樹木

高さ150cmの幹周が120cm以上

樹高12m以上

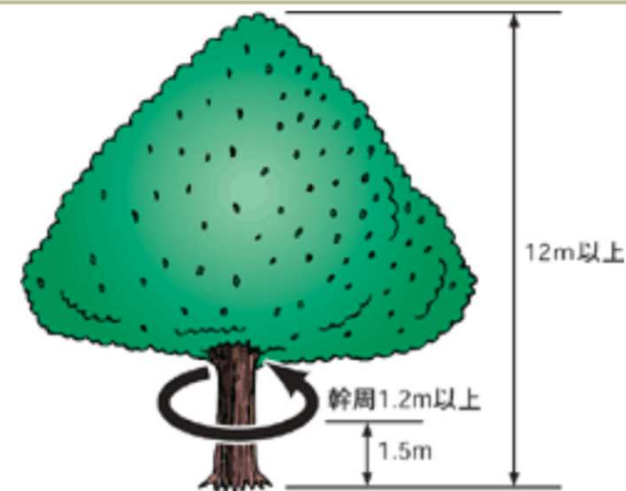
株立ち樹木の樹高が3m以上

はん登性樹木の枝葉の面積が30平方メートル以上

保護樹林

面積が300平方メートル以上

生垣の長さが30m以上



福山市みどりのまちづくり条例（指定の解除）

第15条 市長は、保護樹木等が第11条第6項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は保護樹木等について滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 市長は、公益上の理由その他特別な理由があると認めるときは、保護樹木等の指定を解除することができる。

3 市長は、前項の規定による指定の解除を行おうとするときは、あらかじめ福山市みどりの審議会の意見を聴かなければならない。

4 保護樹木等の所有者は、市長に当該保護樹木等について第2項の規定による指定の解除を申請することができる。

指定状況

- 保護樹木45本
- 保護樹林5箇所

補助制度

保護樹木等には、福山市都市開発基金による補助金制度があります。
ただし、市街地(都市計画法に定める市街化区域とその周辺)内の樹木等に限ります。

補助金額

保護樹木	1本目	3,000円/本
	2本目以降	2,000円/本
保護樹林	樹林	20円/m ²
	生け垣	3,000円/箇所



保護樹木No.2 クスノキ(東川口町) 樹高:約18.5m 幹周:約350cm

<申請理由>

保護樹木の落ち葉や根の越境などについて、隣家から苦情が寄せられ、トラブルに発展しており、樹木管理が精神的な負担になっている。

日常の清掃作業についても、体力的な不安があるため、伐採を行うもの。



保護樹木No.41～43 ヒマラヤスギ(西深津町) 樹高:約16.0m 幹周:約220cm

<申請理由>

巨木化し維持管理費が高騰しており、継続的な管理が難しいため。

数年前に保護樹木の周辺でヒマラヤスギの倒木事故が発生しており、安全性を確保するため、伐採を行うもの。



No.41 ヒマラヤスギ



No.42 ヒマラヤスギ



No.43 ヒマラヤスギ